

介護職員処遇改善加算金等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社三鷹ナース・ヘルパーセンター(以下当社という)給与規程に規定する給与とは別に、給与規程に付随した給与として、厚生労働省が創設した介護職員処遇改善加算(介護職員 特定処遇改善加算を含む)制度、介護職員等処遇改善支援補助金制度(以下「支援補助金制度」という。)、東京都より示された都市型軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に掛かる加算額等(以下「民間施設給与等改善費(処遇改善加算分)」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 当社の介護に従事する正職員、常勤契約職員、非常勤契約職員で、厚生労働省が定める介護職員処遇改善加算金(特定処遇改善加算)、東京都の定める民間施設給与等改善費(処遇改善加算分)の支給対象職員を対象とする。

(支給額)

第3条 加算の支給額は、それぞれの加算制度による加算見込み額の範囲内において、当社(または代表者)が定める額とする。

(支給内容・支給日・割合)

第4条 介護職員処遇改善加算の支給は、原則正職員並びに常勤契約職員の場合は毎月支払われる基本給の昇給、勤続手当、職能手当、資格手当、諸対応手当、処遇改善手当、及び年2回支払われる一時金(賞与等)とする。非常勤契約職員には毎月支払われる基本時給の昇給、資格手当、処遇改善手当を支給し、訪問介護に従事する職員には精勤手当、訪問手当、休日勤務手当を支給する。また、支給可能な場合に限り一時金を支給する。

- 2 特定処遇改善加算の支給については、加算対象事業に所属する常勤、非常勤職員に特定処遇改善手当として、介護福祉士の資格を保有し介護職としての勤務を通算10年(他事業所の介護職として勤務した期間も含む)の介護職員と、それ以外の介護職員へ支給するものとする。又、その割合は、介護福祉士資格保有し介護職としての勤務期間が通算10年以上とそれ以外の介護職員へ2:1の割合で支給する。

(在籍の限定)

第5条 特定処遇改善加算の支給においては、算定根拠となる年度の初月に介護福祉士として在籍し、支給日現在においても在職している者とする。

(その他)

第6条 介護職員処遇改善加算(特定処遇改善加算)の計画書申請時期において、当社の財政状況の悪化により、特別な事情に係る届出を提出している場合は、第3条・第4条に関わらず、変更することがある。又この規程は、第1条に定めた各種の介護職員処遇改善加算(特定処遇改善加算)、処遇改善支援補助金制度等が終了すると同時に廃止するものとする。

附則

平成21年10月1日施行(処遇改善交付金開始)

平成24年 4月1日改定(処遇改善加算に改正)

平成31年10月1日改定(特定処遇改善加算開始)

令和 4年 2月1日改定(介護職員等処遇改善支援補助金開始)

令和 4年 2月1日改定(民間施設給与等改善費(処遇改善加算分)開始)